



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年5月28日金曜日 第210号

### ◇ 目 次 ◇

落札者等の告示（2件）.....（スマート行政推進課総務事務改革室）... 774

**狩猟免許更新に係る適性試験等の実施.....（自然保護課）... 775**

保護管理事業計画の概要の公表（16件）.....（ " ）... 778

愛媛県造林事業補助金交付規程の一部改正.....（森林整備課）... 786

海岸協力団体の指定.....（港湾海岸課）... 786

基本測量の実施の通知（3件）.....（道路維持課）... 787

基本測量の終了の通知（4件）.....（ " ）... 787

公共測量の終了の通知（5件）.....（ " ）... 787

建設業者の許可の取消し.....（東予地方局管理課）... 788

指定障害福祉サービス事業者の指定.....（中予地方局地域福祉課）... 788

指定障害児通所支援事業者の指定.....（ " ）... 788

開発行為に関する工事の完了（3件）.....（中予地方局建築指導課）... 789

道路の供用開始（県道小田柳谷線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 789

### 訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....（森林整備課）... 790

### 公 告

狩猟免許試験の施行.....（自然保護課）... 791

愛媛県立上浮穴高等学校N Cルータマシン設備の製造.....（高校教育課）... 792

### 選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正.....（選挙管理委員会）... 793

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第725号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県庶務システム構築業務委託（令和3年度分）一式	愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課総務事務改革室 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和3年4月1日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ四国 愛媛県松山市三番町四丁目9番地6	49,610,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定による

#### ○愛媛県告示第726号

次のとおり落札者を決定した。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県総務系事務の処理に係る労働者派遣業務委託（令和3年6月から令和4年3月分）一式	愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課総務事務改革室 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和3年5月18日	株式会社パソナ パソナ・松山 愛媛県松山市一番町四丁目1番地1	38,817,338円	総合評価一般競争入札	令和3年3月26日

○愛媛県告示第727号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中村時広

1 対象者

法第39条第1項の規定による狩猟免許を受けており、当該免許の有効期間が令和3年9月14日に満了する者

2 適性試験の実施の日時及び場所

所管の地方局	会場の名称	実施日時	実施場所	
			会場	所在地
東予地方局	東予第1会場	令和3年7月12日（月）午前9時	東予地方局西条第二庁舎（4階大会議室）	西条市丹原町池田1611番地
同上	東予第2会場	令和3年7月12日（月）午後1時30分	同上	同上
同上	東予第3会場	令和3年7月13日（火）午前9時	同上	同上
同上	東予第4会場	令和3年7月13日（火）午前11時	同上	同上
同上	東予第5会場	令和3年7月13日（火）午後1時30分	同上	同上
同上	東予第6会場	令和3年7月14日（水）午前9時	同上	同上
同上	東予第7会場	令和3年7月14日（水）午後1時30分	同上	同上
同上	東予第8会場	令和3年7月15日（木）午前9時	同上	同上
同上	東予第9会場	令和3年7月15日（木）午前11時	同上	同上
同上	東予第10会場	令和3年7月15日（木）午後1時30分	同上	同上
同上	東予第11会場	令和3年7月15日（木）午前9時	今治市伯方公民館（2階大ホール）	今治市伯方町木浦甲1234番地
同上	東予第12会場	令和3年7月15日（木）午後1時	同上	同上
同上	東予第13会場	令和3年7月16日（金）午前9時	東予地方局西条第二庁舎（4階大会議室）	西条市丹原町池田1611番地
同上	東予第14会場	令和3年7月16日（金）午後1時30分	同上	同上
同上	東予第15会場	令和3年7月27日（火）午前9時	四国中央市福祉会館（4階多目的ホール）	四国中央市三島宮川四丁目6番55号
同上	東予第16会場	令和3年7月27日（火）午後1時	同上	同上
同上	東予第17会場	令和3年7月29日（木）午前9時	今治市伯方公民館（2階大ホール）	今治市伯方町木浦甲1234番地
同上	東予第18会場	令和3年7月29日（木）午後1時	同上	同上
同上	東予第19会場	令和3年8月11日（水）午前9時	今治市民会館（大会議室）	今治市別宮町一丁目4番地1
同上	東予第20会場	令和3年8月11日（水）午後1時	同上	同上

同	上	東 予 第 21 会 場	令和3年8月18日(水)午前9時	四国中央市福祉会館(4階多目的ホール)	四国中央市三島宮川四丁目6番55号
同	上	東 予 第 22 会 場	令和3年8月18日(水)午後1時	同	同
同	上	東 予 第 23 会 場	令和3年8月26日(木)午前9時	今治市民会館(大会議室)	今治市別宮町一丁目4番地1
同	上	東 予 第 24 会 場	令和3年8月26日(木)午後1時	同	同
同	上	東 予 第 25 会 場	令和3年9月12日(日)午後1時	四国中央市福祉会館(4階多目的ホール)	四国中央市三島宮川四丁目6番55号
中 予 地 方 局		中 予 第 1 会 場	令和3年7月7日(水)午前9時	久万町民館(2階ホール)	上浮穴郡久万高原町久万188番地
同	上	中 予 第 2 会 場	令和3年7月9日(金)午前9時	美川農村環境改善センター(多目的ホール)	上浮穴郡久万高原町上黒岩29番地1
同	上	中 予 第 3 会 場	令和3年7月12日(月)午前11時	松山市北条コミュニティーセンター(ふれあいホール)	松山市北条辻6番地
同	上	中 予 第 4 会 場	令和3年7月12日(月)午後1時	同	同
同	上	中 予 第 5 会 場	令和3年7月12日(月)午後3時	同	同
同	上	中 予 第 6 会 場	令和3年7月13日(火)午前11時30分	松山市農業協同組合興居島支所(2階会議室)	松山市泊町894番地5
同	上	中 予 第 7 会 場	令和3年7月13日(火)午後1時30分	同	同
同	上	中 予 第 8 会 場	令和3年7月14日(水)午前11時	東温市川内公民館(1階大ホール)	東温市南方264番地
同	上	中 予 第 9 会 場	令和3年7月14日(水)午後1時	同	同
同	上	中 予 第 10 会 場	令和3年7月14日(水)午後3時	同	同
同	上	中 予 第 11 会 場	令和3年7月16日(金)午前11時	伊予市中山地区公民館(第1会議室)	伊予市中山町出淵2番耕地13番地1
同	上	中 予 第 12 会 場	令和3年7月16日(金)午後1時	同	同
同	上	中 予 第 13 会 場	令和3年7月16日(金)午後3時	同	同
同	上	中 予 第 14 会 場	令和3年7月20日(火)午前11時	砥部町中央公民館(講座室)	伊予郡砥部町宮内1369番地
同	上	中 予 第 15 会 場	令和3年7月20日(火)午後1時	同	同
同	上	中 予 第 16 会 場	令和3年7月20日(火)午後3時	同	同
同	上	中 予 第 17 会 場	令和3年8月6日(金)正午	中島総合文化センター(大会議室)	松山市中島大浦2962番地
同	上	中 予 第 18 会 場	令和3年8月6日(金)午後1時30分	同	同
同	上	中 予 第 19 会 場	令和3年8月11日(水)午前11時	伊予市保健センター(第1・第2会議室)	伊予市尾崎3番地1
同	上	中 予 第 20 会 場	令和3年8月11日(水)午後1時	同	同
同	上	中 予 第 21 会 場	令和3年8月11日(水)午後3時	同	同
同	上	中 予 第 22 会 場	令和3年8月21日(土)午前9時30分	中予地方局(7階大会議室)	松山市北持田町132番地
同	上	中 予 第 23 会 場	令和3年8月21日(土)午前11時	同	同
同	上	中 予 第 24 会 場	令和3年8月21日(土)午後1時	同	同

同	上	中 予 第 25 会 場	令和3年8月21日(土)午後3時	同	上	同	上
同	上	中 予 第 26 会 場	令和3年8月22日(日)午前9時30分	同	上	同	上
同	上	中 予 第 27 会 場	令和3年8月22日(日)午前11時	同	上	同	上
同	上	中 予 第 28 会 場	令和3年8月22日(日)午後1時	同	上	同	上
同	上	中 予 第 29 会 場	令和3年8月22日(日)午後3時	同	上	同	上
南 予 地 方 局		南 予 第 1 会 場	令和3年7月7日(水)午前10時	大洲市徳森公園管理センター (平公民館)(大ホール)		大洲市徳森2280番地2	
同	上	南 予 第 2 会 場	令和3年7月7日(水)午後1時	同	上	同	上
同	上	南 予 第 3 会 場	令和3年7月14日(水)午前10時	内子東自治センター(トレーニング室)		喜多郡内子町五百木187番地	
同	上	南 予 第 4 会 場	令和3年7月14日(水)午後1時	同	上	同	上
同	上	南 予 第 5 会 場	令和3年7月15日(木)午前9時	広見体育センター		北宇和郡鬼北町大字近永800番地1	
同	上	南 予 第 6 会 場	令和3年7月15日(木)午後1時	同	上	同	上
同	上	南 予 第 7 会 場	令和3年7月16日(金)午前9時	南予地方局愛南庁舎(会議室)		南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	
同	上	南 予 第 8 会 場	令和3年7月16日(金)午前11時	野村公民館(3階集会室) (大ホール)		西予市野村町野村12号619番地1	
同	上	南 予 第 9 会 場	令和3年7月16日(金)午後2時	同	上	同	上
同	上	南 予 第 10 会 場	令和3年7月20日(火)午前9時	吉田公民館(大ホール)		宇和島市吉田町東小路甲106番地	
同	上	南 予 第 11 会 場	令和3年7月20日(火)午後1時	同	上	同	上
同	上	南 予 第 12 会 場	令和3年7月20日(火)午前11時	南予地方局八幡浜庁舎(7階 大会議室)		八幡浜市北浜一丁目3番37号	
同	上	南 予 第 13 会 場	令和3年7月20日(火)午後2時	同	上	同	上
同	上	南 予 第 14 会 場	令和3年7月27日(火)午前9時	南予地方局愛南庁舎(会議室)		南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	
同	上	南 予 第 15 会 場	令和3年7月28日(水)午前10時	大洲市徳森公園管理センター (平公民館)(大ホール)		大洲市徳森2280番地2	
同	上	南 予 第 16 会 場	令和3年7月28日(水)午後1時	同	上	同	上
同	上	南 予 第 17 会 場	令和3年7月29日(木)午前9時	岩松公民館(大集会室)		宇和島市津島町岩松甲471番地	
同	上	南 予 第 18 会 場	令和3年7月29日(木)午後1時	同	上	同	上
同	上	南 予 第 19 会 場	令和3年8月5日(木)午前9時	南予地方局愛南庁舎(会議室)		南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	
同	上	南 予 第 20 会 場	令和3年8月18日(水)午前10時	内子東自治センター(トレーニング室)		喜多郡内子町五百木187番地	
同	上	南 予 第 21 会 場	令和3年8月18日(水)午後1時	同	上	同	上
同	上	南 予 第 22 会 場	令和3年8月24日(火)午前11時	南予地方局八幡浜庁舎(7階 大会議室)		八幡浜市北浜一丁目3番37号	
同	上	南 予 第 23 会 場	令和3年8月24日(火)午後2時	同	上	同	上
同	上	南 予 第 24 会 場	令和3年8月27日(金)午前11時	愛媛県歴史文化博物館(2階 第1・第2・第3研修室)		西予市宇和町卯之町四丁目11番地2	

同 上	南 予 第 25 会 場	令和3年8月27日(金)午後2時	同 上	同 上
同 上	南 予 第 26 会 場	令和3年9月12日(日)午前9時	南予地方局(7階大会議室)	宇和島市天神町7番1号
同 上	南 予 第 27 会 場	令和3年9月12日(日)午後1時	同 上	同 上

3 講習の実施

事前に配布する資料を用いて受講者が自ら自宅等において学習する方法により、講習を実施する。

4 申込みの手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 法第18条の6第1項に規定する認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって狩猟について必要な適性を有することが確認されたものである場合にあっては、当該適性を有することの確認の日、確認の方法及び確認の結果を記載した法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者が作成した書面

カ 狩猟免許更新申請手数料(愛媛県収入証紙によること。)

更新しようとする免許の種類ごとに各2,900円

キ 受験票等の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒

(2) 書類等の提出先

申込者の住所地を管轄する地方局農林水産振興部森林林業課、東予地方局農林水産振興部森林林業課四国中央森林林業振興班、東予地方局農林水産振興部今治支局森林林業課、中予地方局農林水産振興部久万高原森林林業課、南予地方局農林水産振興部森林林業課愛南森林林業振興班、南予地方局農林水産振興部八幡浜支局森林林業課又は南予地方局農林水産振興部八幡浜支局肱川流域林業振興課(以下「林業課」という。)とする。

(3) 申込みの期限

原則として希望する適性試験実施日前14日とする。

(4) その他

ア 書類の提出は、持参又は郵送によること。

イ 狩猟免許更新申請書は、林業課において、希望者に配布する。

ウ 申込者の適性試験の日時及び場所は、所管地方局長が指定し、通知する。

エ 台風等の自然災害等により、やむを得ず適性試験の日時及び場所を変更する場合がある。

○愛媛県告示第728号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成20年愛媛県条例第15号)第26条第1項の規定に基づき、愛媛県特定希少野生動植物ナゴヤダルマガエル保護管理事業計画を定めたので、その概要を次のとおり告示する。

愛媛県特定希少野生動植物ナゴヤダルマガエル保護管理事業計画の写しは、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局地域産業振興部総務県民課及び支局総務県民室において供覧する。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中村時広

1 保護管理事業計画の基本方針

ナゴヤダルマガエルは、近年の生体確認情報が無い状態で、保全を推進するためには、既知の生体確認情報があつた地域で重点的に生体確認調査を行う必要がある。生体確認された場合においても脆弱な環境である可能性が高いことから、代替地の確保や域外保全も視野に入れた調査及び技術開発も併せて対策を講じる

ことを基本方針とする。

2 保護管理事業の目標

ナゴヤダルマガエルの生息確認と安定的な生息環境の創出

3 保護管理事業の区域

愛媛県内のナゴヤダルマガエルが生息する区域

4 保護管理事業の推進内容

(1) 生息実態調査

近年の生体確認情報が無いことから、過去に報告があつた大三島、伯方島を中心に水田等の湿地環境における生息状況調査を行う。ナゴヤダルマガエルの調査は踏査による目視調査を基本とするが個体数が少ないことから、鳴き声調査も併用し、調査精度の向上に努める。

(2) 飼育条件下での保護増殖

ナゴヤダルマガエルの生息が確認された場合においても、世代交代を図るためには脆弱な環境である可能性が高い。そこで、飼育条件下での保護増殖を図り、環境条件の急激な変化に伴う絶滅のリスクに備える必要がある。飼育条件下で増殖させた個

体は、遺伝子の多様性を可能な限り担保することに留意する。

(3) 生息環境等の整備

ナゴヤダルマガエルの生息環境には年間を通じて安定した湿地環境が必要であるが、過去に生息情報があった地点周辺では陸地化や湿田の休耕が進行し、この条件に該当する環境は減少している。そこで、生息環境整備にあたっては、生息確認地点周辺における代替地の確保や、適切な管理条件下での域外保全等の対策を含めるものとする。

(4) 普及啓発活動

ナゴヤダルマガエルの認知度は県内でも高くないことから、他の特定希少野生動植物と合わせて認知度向上に努めるものとする。

5 保護管理事業の推進体制

ナゴヤダルマガエルの保全においては、県及び市町、河川管理者、動物園、大学等の研究機関等の多様な主体が参画し、保護管理事業を推進するものとする。

○愛媛県告示第729号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号）第26条第1項の規定に基づき、愛媛県特定希少野生動植物ヤリタナゴ保護管理事業計画を定めたので、その概要を次のとおり告示する。

愛媛県特定希少野生動植物ヤリタナゴ保護管理事業計画の写しは、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局地域産業振興部総務県民課及び支局総務県民室において供覧する。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中村時広

1 保護管理事業計画の基本方針

同所的に生息するイシガイ類の衰退は、それらの貝を産卵床として利用するヤリタナゴの繁殖に強い影響を与えていることから、ヤリタナゴの保全管理事業は県条例指定種に指定されているマツカサガイとイシガイの保護管理事業と一体となって行うものとする。また、現在の生息地では既に交雑による遺伝的攪乱が生じていることから、保全対象となるヤリタナゴ個体群の選定にあたっては遺伝子診断を行うものとし、代替地の確保や域外保全も視野に入れた調査及び技術開発も併せて対策を講じることを基本方針とする。

2 保護管理事業の目標

ヤリタナゴの自然環境における安定的な生息環境の確保と維持

3 保護管理事業の区域

愛媛県内のヤリタナゴが生息する区域

4 保護管理事業の推進内容

(1) 産卵床としてのイシガイ類の保全

稚貝の生育阻害要因の解明と生息環境創出及び飼育条件下での保護増殖技術の開発を行う。

(2) 生息河川等における純系個体群の生息状況調査と流域内での再導入

現在、ヤリタナゴが生息している環境は、国内移入種の可能性が高いアブラボテと外来種のタイリクバラタナゴが生息し、競合や遺伝子攪乱を生じさせている。そこで、生息状況調査と並行して純系個体群を確保し、必要に応じて飼育下で増殖させるための技術開発を行い、生息流域内での再導入について検討する。再導入にあたっては、(1)のイシガイ類の保全と一体的に

行い、外来種の影響を極力排除することに留意する。

(3) 普及啓発活動

ヤリタナゴの保護を効果的に行うために、学校教育や社会教育等の場面においてヤリタナゴとヤリタナゴの繁殖に必要な不可欠なイシガイ類の保護も合わせて環境教育を推進し、県民等の理解を広め、保護に対する自覚を高めるための普及啓発活動を行う。

5 保護管理事業の推進体制

ヤリタナゴの保全においては、県及び市町、河川管理者、民間団体、動物園、大学等の研究機関等の多様な主体が参画し、保護管理事業を推進するものとする。

○愛媛県告示第730号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号）第26条第1項の規定に基づき、愛媛県特定希少野生動植物マツカサガイ保護管理事業計画を定めたので、その概要を次のとおり告示する。

愛媛県特定希少野生動植物マツカサガイ保護管理事業計画の写しは、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局地域産業振興部総務県民課及び支局総務県民室において供覧する。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中村時広

1 保護管理事業計画の基本方針

マツカサガイは殻長5cm以下の個体が確認されないことから、過去10年程度は再生産が行われていない状況である。しかし、雌成貝の約90%に幼生保育が確認され、グロキディウム幼生の寄生はヨシノボリ類で確認されることから着底前後に何らかの要因で死滅している可能性が高い。そこで推進内容には幼貝が成長できない要因を明らかにし、加えて現時点では生息が確認されないものの、1990年代には生息が確認され、現在も環境の変化が少ない河川上流域における再定着を図るための技術開発を含めることを基本方針とする。

2 保護管理事業の目標

マツカサガイの集団サイズおよび再生産可能環境の回復と維持

3 保護管理事業の区域

愛媛県内のマツカサガイが生息する区域

4 保護管理事業の推進内容

(1) 稚貝の生育阻害要因の解明と生息環境創出

稚貝の生育が阻害される要因を解明し、集団サイズおよび再生産可能環境の回復を図る。生育阻害要因は底質条件や河川管理方法等、複数の環境要因が想定され、現状の分布域では稼働堰等の河川管理上変更が困難な要素も含まれる。そこで、分布河川流域内において生育阻害要因が少ない流域を選定し、グロキディウム幼生が寄生した魚類や、着底直後の稚貝の放流等を行うことで生息環境創出を図るものとする。一般的に淡水二枚貝は成長が遅いことから、効果測定のためのモニタリングを長期的に実施し、環境変化等に対して順応的に対応する。

(2) 飼育条件下での保護増殖技術の開発

マツカサガイは10年以上再生産が行われていない状況で、老齢貝のみで構成されている。現状の状態が継続すれば急速に個体群が消滅する可能性が高く、併せて環境条件の急激な変化に伴う絶滅のリスクにも備える必要があることから、飼育条件下において増殖し、一定のサイズまで蓄養できる技術開発を行う。

飼育条件下で増殖させた個体は遺伝子の多様性を可能な限り担保することに留意する。

(3) 普及啓発活動

マツカサガイを含む淡水二枚貝は、幼生の寄主としてヨシノボリ等の魚類を必要とし、有機物ろ過による水質浄化や、タナゴ類の産卵床としての機能も有している。河川生態系を形成する重要な役割を担っていることから、分布域を中心に地域の共有財産としてマツカサガイを位置付け、食育分野や環境教育分野と連携して普及啓発活動を推進する。

5 保護管理事業の推進体制

マツカサガイの保全においては、県及び市町、河川管理者、民間団体、動物園、大学等の研究機関、学校教育機関等の多様な主体が参画し、保護管理事業を推進するものとする。

○愛媛県告示第731号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号）第26条第1項の規定に基づき、愛媛県特定希少野生動植物イシガイ保護管理事業計画を定めたので、その概要を次のとおり告示する。

愛媛県特定希少野生動植物イシガイ保護管理事業計画の写しは、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局地域産業振興部総務県民課及び支局総務県民室において供覧する。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中村時広

1 保護管理事業計画の基本方針

イシガイは、近年の生体確認情報が殆ど無い状態で、保全を推進するためには、既知の生息確認情報があつた地域で重点的に生息確認調査を行う必要がある。生息が確認された場合においても脆弱な環境である可能性が高い。また、マツカサガイと同様に着底前後に何らかの要因で死滅している可能性が高いことから、推進内容には幼貝が成長できない要因を明らかにし、加えて現時点では生息が確認されないものの、1990年代には生息が確認され、現在も環境の変化が少ない河川上流域における再定着を図るための技術開発を含めることを基本方針とする。

2 保護管理事業の目標

イシガイの集団サイズおよび再生産可能環境の回復と維持

3 保護管理事業の区域

愛媛県内のイシガイが生息する区域

4 保護管理事業の推進内容

(1) 生息実態調査

近年の生体確認情報が無いことから、過去に報告があつた河川を中心に生息状況調査を行う。個体数はマツカサガイと比較しても少ないことが想定されることから、従来の調査方法に加えて環境DNA分析等、少ない個体数でも検出可能な調査手法についても検討を行う。

(2) 稚貝の生育阻害要因の解明と生息環境創出

稚貝の生育が阻害される要因を解明し、集団サイズおよび再生産可能環境の回復を図る。生育阻害要因は底質条件や河川管理方法等、複数の環境要因が想定され、現状の分布域では稼働堰等の河川管理上変更が困難な要素も含まれる。そこで、分布河川流域内において生育阻害要因が少ない流域を選定し、グロキディウム幼生が寄生した魚類や、着底直後の稚貝の放流等を行うことで生息環境創出を図るものとする。一般的に淡水二枚

貝は成長が遅いことから、効果測定のためのモニタリングを長期的に実施し、環境変化等に対して順応的に対応する。

(3) 普及啓発活動

イシガイを含む淡水二枚貝は、幼生の寄主としてヨシノボリ等の魚類を必要とし、有機物ろ過による水質浄化や、タナゴ類の産卵床としての機能も有している。河川生態系を形成する重要な役割を担っていることから、分布域を中心に地域の共有財産としてイシガイを位置付け、食育分野や環境教育分野と連携して普及啓発活動を推進する。

5 保護管理事業の推進体制

イシガイの保全においては、県及び市町、河川管理者、民間団体、動物園、大学等の研究機関、学校教育機関等の多様な主体が参画し、保護管理事業を推進するものとする。

○愛媛県告示第732号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号）第26条第1項の規定に基づき、愛媛県特定希少野生動植物ヒナイドジョウ保護管理事業計画を定めたので、その概要を次のとおり告示する。

愛媛県特定希少野生動植物ヒナイドジョウ保護管理事業計画の写しは、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局地域産業振興部総務県民課及び支局総務県民室において供覧する。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中村時広

1 保護管理事業計画の基本方針

ヒナイドジョウの生息が極めて脆弱な水系については個体群の系統別域外保全を視野に入れた生息実態調査を推進する。また、ヒナイドジョウの保全のためには、生息河川内に生息環境を安定的に確保する必要がある。生息河川では河道の浚渫工事や護岸のコンクリート化が進行していることから、推進内容には生息場所として利用する河床間隙の安定的な創出を図る技術開発も併せて対策を講じることを基本方針とする。

2 保護管理事業の目標

ヒナイドジョウが生息する河川における安定的な生息環境の確保

3 保護管理事業の区域

愛媛県内のヒナイドジョウが生息する区域

4 保護管理事業の推進内容

(1) 生息環境が脆弱な河川の実態調査と情報収集

中予・南予地域の6水系で分布が確認されているが、一部の水系では絶滅の可能性が高いことから生息環境が脆弱な河川を中心にヒナイドジョウを対象とした詳細な生息実態調査を行う。比較的発見されにくい魚種であるため、調査は専門家が中心となって実施し、個体群の系統別域外保全を視野に入れた生息実態の把握に努める。

(2) 生息河川等における生息環境創出

ヒナイドジョウは、河川内に生じた一時的な河床間隙を主な生息場所としている。河川改修時には生息環境を維持するために河道の直線化や平坦化を防ぎ、瀬と淵の繰り返しを消失させない工法を推進する。また、工作物の構造によりヒナイドジョウの生息場所を安定的に創出できる可能性もあることから、工作物設置後のモニタリング調査を行う。

(3) 関係機関等との情報共有と普及啓発活動

多様な行政部局が関わる各種開発行為の箇所や規模に制限されることがなく、ヒナイドジョウの生息情報や潜在的な生息可能性がある範囲について事前に把握、検討できるシステムを構築する必要がある。

また、ヒナイドジョウの保護を効果的に行うために、学校教育や社会教育等の場面において環境教育を推進し、県民等の理解を広め、保護に対する自覚を高めるための普及啓発活動を行う。

#### 5 保護管理事業の推進体制

ヒナイドジョウの保全においては、県及び市町、河川管理者、民間団体、動物園、大学等の研究機関等の多様な主体が参画し、保護管理事業を推進するものとする。

### ○愛媛県告示第733号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号）第26条第1項の規定に基づき、愛媛県特定希少野生動植物チュウガタスジシマドジョウ保護管理事業計画を定めたので、その概要を次のとおり告示する。

愛媛県特定希少野生動植物チュウガタスジシマドジョウ保護管理事業計画の写しは、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局地域産業振興部総務県民課及び支局総務県民室において供覧する。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 保護管理事業計画の基本方針

チュウガタスジシマドジョウの保全のためには、生息河川内に産卵環境を安定的に確保する必要がある。生息河川では河道の浚渫工事や護岸のコンクリート化が進行していることから、推進内容には産卵場所として利用する氾濫湿地の創出や域外保全も視野に入れた調査及び技術開発も併せて対策を講じることを基本方針とする。

#### 2 保護管理事業の目標

チュウガタスジシマドジョウが生息する河川における安定的な生息環境の確保

#### 3 保護管理事業の区域

愛媛県内のチュウガタスジシマドジョウが生息する区域

#### 4 保護管理事業の推進内容

##### (1) 生息の可能性がある水域を中心とした実態調査と情報収集

中予地域の2河川で分布が確認されているが、そのうち1河川では30年以上確認されていない。生息環境は脆弱ではあるが水田に近接した小規模な水域にはチュウガタスジシマドジョウが遺存している可能性もあることから、チュウガタスジシマドジョウを対象とした生息実態調査を行う。また、環境調査等の情報も併せて収集し、生息実態の把握に努める。

##### (2) 生息河川等における生息環境創出

チュウガタスジシマドジョウは、本県では河川内に生じた一時的な氾濫湿地を主な産卵場所としている可能性が高い。チュウガタスジシマドジョウが移動可能な水域内に湿地環境を創出することで産卵場所の確保を図る。

##### (3) 普及啓発活動

チュウガタスジシマドジョウの保護を効果的に行うために、学校教育や社会教育等の場面において環境教育を推進し、県民等の理解を広め、保護に対する自覚を高めるための普及啓発活

動を行う。

#### 5 保護管理事業の推進体制

チュウガタスジシマドジョウの保全においては、県及び市町、河川管理者、民間団体、動物園、大学等の研究機関等の多様な主体が参画し、保護管理事業を推進するものとする。

### ○愛媛県告示第734号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号）第26条第1項の規定に基づき、愛媛県特定希少野生動植物ヌマムツ保護管理事業計画を定めたので、その概要を次のとおり告示する。

愛媛県特定希少野生動植物ヌマムツ保護管理事業計画の写しは、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局地域産業振興部総務県民課及び支局総務県民室において供覧する。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 保護管理事業計画の基本方針

ヌマムツの保全のためには、生息河川における安定的な生息環境の確保が必要であるが、生息河川は小規模な河川であることから大規模な増水や河川改修が行われた場合、河川環境が大きく変化し、残存個体群に不可逆的なダメージを与える可能性があることを鑑みて、推進内容には代替地の確保や域外保全も視野に入れた調査及び技術開発も併せて対策を講じることを基本方針とする。

#### 2 保護管理事業の目標

ヌマムツが生息する河川における安定的な生息環境の確保

#### 3 保護管理事業の区域

愛媛県内のヌマムツが生息する区域

#### 4 保護管理事業の推進内容

##### (1) 生息の可能性がある水域を中心とした生息実態調査

近縁種であるカワムツと外見が酷似しており、現在確認されている河川以外にも近隣のため池等を含む淡水域に生息している可能性がある。東予地域を中心に生息実態を把握するための現地調査等を実施する。

##### (2) 生息河川等における生息環境創出

生息河川は小規模であることから、河川改修等の影響により生息環境が分断される可能性が高い。ヌマムツの生息が確認されている河川では工事期間中においてもヌマムツの密度低下が生じないように配慮する。また、安定的な生息環境を創出することによりヌマムツの保全を図る。

##### (3) 普及啓発活動

ヌマムツの保護を効果的に行うために、学校教育や社会教育等の場面において環境教育を推進し、県民等の理解を広め、保護に対する自覚を高めるための普及啓発活動を行う。

#### 5 保護管理事業の推進体制

ヌマムツの保全においては、県及び市町、河川管理者、民間団体、動物園、大学等の研究機関等の多様な主体が参画し、保護管理事業を推進するものとする。

### ○愛媛県告示第735号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号）第26条第1項の規定に基づき、愛媛県特定希少野生動植物カジカ中卵型保護管理事業計画を定めたので、その概要を次の



とおり告示する。

愛媛県特定希少野生動植物カジカ中卵型保護管理事業計画の写しは、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局地域産業振興部総務県民課及び支局総務県民室において供覧する。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中村 時 広

#### 1 保護管理事業計画の基本方針

カジカ中卵型の保全のためには、生息河川内に生息環境を安定的に確保する必要がある。生息河川では河道の浚渫工事や護岸のコンクリート化が進行していることから、推進内容にはカジカ中卵型が遡上可能な河川構造に最大限の配慮を行うと同時に、生息場所や産卵場所として利用する河床間隙の安定的な創出を図る技術開発も併せて対策を講じることを基本方針とする。

#### 2 保護管理事業の目標

カジカ中卵型が生息する河川における安定的な生息環境の確保

#### 3 保護管理事業の区域

愛媛県内のカジカ中卵型が生息する区域

#### 4 保護管理事業の推進内容

##### (1) 生息河川等における生息環境創出

カジカ中卵型は、ヨシノボリ等と比較して落差等の障害物を乗り越える能力が低いことから、アユを主対象とした魚道では遡上が困難な場合が多い。生息河川では落差工に適切な魚道を設置する必要がある。特に、最下流の構造物は特段の配慮を行う。

魚道設置時は可能な限り魚道入口の段差を小さく滑らかにし、剥離流が発生しない構造とし、魚道側壁は緩傾斜で水際を広く設定する。また、産卵環境を維持するために河道の直線化や平坦化を防ぎ、瀬と淵の繰り返しを消失させない工法を推進する。

##### (2) 関係機関等との情報共有と普及啓発活動

多様な行政部局が関わる各種開発行為の箇所や規模に制限されることなく、カジカ中卵型の生息情報や潜在的な生息可能性がある範囲について事前に把握、検討できるシステムを構築する必要がある。

また、カジカ中卵型の保護を効果的に行うために、学校教育や社会教育等の場面において環境教育を推進し、県民等の理解を広め、保護に対する自覚を高めるための普及啓発活動を行う。

#### 5 保護管理事業の推進体制

カジカ中卵型の保全においては、県及び市町、河川管理者、民間団体、動物園、大学等の研究機関等の多様な主体が参画し、保護管理事業を推進するものとする。

#### ○愛媛県告示第736号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号）第26条第1項の規定に基づき、愛媛県特定希少野生動植物クマガイソウ保護管理事業計画を定めたので、その概要を次のとおり告示する。

愛媛県特定希少野生動植物クマガイソウ保護管理事業計画の写しは、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局地域産業振興部総務県民課及び支局総務県民室において供覧する。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中村 時 広

#### 1 保護管理事業計画の基本方針

クマガイソウの生育状況をモニタリングにより把握し、その生

育環境の維持及び改善を図るとともに、違法採取等の防止対策の強化を図ることにより、クマガイソウが野生下で安定的に生育することができる環境を保全することを基本方針とする。

#### 2 保護管理事業の目標

クマガイソウの自生地及び生育環境の確保

#### 3 保護管理事業の区域

愛媛県内のクマガイソウが自生する区域

#### 4 保護管理事業の推進内容

##### (1) モニタリング調査の実施

クマガイソウの代表的な群生地を数ヶ所特定し、生育状況や生育環境等についてモニタリング調査を実施し、情報の収集及び解析を行う。

生育状況または生育環境に著しい変化が認められる場合は、その原因を明らかにした上で対策を講じる。

##### (2) 生育環境の維持

クマガイソウの安定的かつ持続可能な世代交代のため、林内の光環境の悪化を未然に防ぎ、生育に適した環境を維持・改善する等、クマガイソウの生育環境を良好な状態に保つ必要がある。

##### (3) 自生地での系統維持の推進

クマガイソウは、地域ごとに固有の形質を有しており、環境の変化のみならず、他の自生地株や選抜されたクローン植物株の移植の事例などもあり、これらにより当該地域のクマガイソウが絶滅する危険性がある。クマガイソウの地域個体群を維持・保存するため、生息域内での移植等の保全に取り組む。

##### (4) 関係機関等と事業者等との情報共有

自生地の地権者や地方公共団体、学校関係者、企業、専門家等との情報共有を図り、各主体が協働して保全に取り組む体制の構築に努める。

##### (5) 県民等に対する啓発活動

特定希少野生動植物の違法採取等の禁止、クマガイソウの重要性、地域系統の遺伝子汚染について、県民に正しい情報を周知するため、パンフレット等の配布によって広く県民へ啓発活動を行う。また、地元住民へのクマガイソウ保全の意識啓発を行うとともに、市民参加型の保全活動を実施する。

#### 5 保護管理事業の推進体制

関係者及び関係機関との連携協力体制を整備し、継続して調査や保護活動を実施し、併せて保護管理団体の育成及び支援を行いながら、クマガイソウの保護管理活動を推進する。

#### ○愛媛県告示第737号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号）第26条第1項の規定に基づき、愛媛県特定希少野生動植物シコクカッコソウ保護管理事業計画を定めたので、その概要を次のとおり告示する。

愛媛県特定希少野生動植物シコクカッコソウ保護管理事業計画の写しは、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局地域産業振興部総務県民課及び支局総務県民室において供覧する。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中村 時 広

#### 1 保護管理事業計画の基本方針

シコクカッコソウの生育状況をモニタリングにより把握し、その生育環境の維持及び改善を図るとともに、違法採取等の防止対

策の強化を図ることにより、シコクカッコソウが野生下で安定的に生育することができる環境を保全することを基本方針とする。

2 保護管理事業の目標

シコクカッコソウの自生地及び生育環境の確保

3 保護管理事業の区域

愛媛県内のシコクカッコソウが自生する区域

4 保護管理事業の推進内容

(1) モニタリング調査の実施

シコクカッコソウの代表的な群生地を数ヶ所特定し、生育状況や生育環境等についてモニタリング調査を実施し、情報の収集及び解析を行う。

生育状況または生育環境に著しい変化が認められる場合は、その原因を明らかにした上で対策を講じる。

(2) 生育環境の維持

シコクカッコソウの安定的かつ持続可能な世代交代のため、樹冠が密閉することにより、日照不足になることを未然に防ぎ、生育に適した環境を維持・改善する等、生育環境を良好な状態に保つ必要がある。

(3) 自生地での系統維持の推進

シコクカッコソウは、地域ごとに固有の形質を有しており、環境の変化のみならず、他の自生地株や選抜されたクローン植物株の移植の事例などもあり、これらにより当該地域のシコクカッコソウが絶滅する危険性がある。シコクカッコソウの地域個体群を維持・保存するため、生息域内での移植等の保全に取り組む。

(4) 関係機関等と事業者等との情報共有

自生地の地権者や地方公共団体、学校関係者、企業、専門家等との情報共有を図り、各主体が協働して保全に取り組む体制の構築に努める。

(5) 県民等に対する啓発活動

特定希少野生動植物の違法採取等の禁止、シコクカッコソウの重要性、地域系統の遺伝子汚染について、県民に正しい情報を周知するため、パンフレット等の配布によって広く県民へ啓発活動を行う。

また、地元住民へのシコクカッコソウ保全の意識啓発を行うとともに、市民参加型の保全活動を実施する。

5 保護管理事業の推進体制

関係者及び関係機関との連携協力体制を整備し、継続して調査や保護活動を実施し、併せて保護管理団体の育成及び支援を行いながら、シコクカッコソウの保護管理活動を推進する。

○愛媛県告示第738号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号）第26条第1項の規定に基づき、愛媛県特定希少野生動植物シコクフクジュソウ保護管理事業計画を定めたので、その概要を次のとおり告示する。

愛媛県特定希少野生動植物シコクフクジュソウ保護管理事業計画の写しは、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局地域産業振興部総務県民課及び支局総務県民室において供覧する。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中村時広

1 保護管理事業計画の基本方針

シコクフクジュソウの生育状況をモニタリングにより把握し、

その生育環境の維持及び改善を図るとともに、違法採取等の防止対策の強化を図ることにより、シコクフクジュソウが野生下で安定的に生育することができる環境を保全することを基本方針とする。

2 保護管理事業の目標

シコクフクジュソウの自生地及び生育環境の確保

3 保護管理事業の区域

愛媛県内のシコクフクジュソウが自生する区域

4 保護管理事業の推進内容

(1) モニタリング調査の実施と新たな自生地の発見

既知の2ヶ所の自生地において、シコクフクジュソウの生育状況や生育環境等について定期的にモニタリング調査を実施し、情報の収集及び解析を行う。

また、過去の自生地情報などをもとに専門家の協力を得て新たな自生地の発見に努めるとともに必要に応じて新たな自生地をモニタリング調査の対象に追加する。

(2) 生育環境の維持

既知の2ヶ所の自生地において、生育状況または生育環境に著しい変化が認められる場合は、シコクフクジュソウの安定的かつ持続可能な世代交代のため、地権者の同意を得て、光条件改善などシコクフクジュソウの生育環境を良好な状態に保つ処置を講じる。

(3) 系統保存と生息域外保全

既知の自生地の生育環境が著しく悪化することが懸念される場合は、自生種の系統保存のため、県内の研究機関と連携して、近隣の生育適地に移植する。管理下での株の保存（生息域外保全）や種子の保存を検討する。

(4) 関係機関等と事業者等との情報共有

自生地の地権者や地方公共団体、学校関係者、企業、専門家等との情報共有を図り、各主体が協働して保全の取り組む体制の構築に努める。

(5) 県民等に対する啓発活動

特定希少野生動植物の違法採取等の禁止、シコクフクジュソウの重要性、地域系統の遺伝子汚染について、県民に正しい情報を周知するため、パンフレット等の配布によって広く県民へ啓発活動を行う。

また、地元住民へのシコクフクジュソウ保全の意識啓発を行うとともに、市民参加型の保全活動を実施する。

5 保護管理事業の推進体制

関係者及び関係機関との連携協力体制を整備し、継続して調査や保護活動を実施し、併せて保護管理団体の育成及び支援を行いながら、シコクフクジュソウの保護管理活動を推進する。

○愛媛県告示第739号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号）第26条第1項の規定に基づき、愛媛県特定希少野生動植物チョウジガマズミ保護管理事業計画を定めたので、その概要を次のとおり告示する。

愛媛県特定希少野生動植物チョウジガマズミ保護管理事業計画の写しは、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局地域産業振興部総務県民課及び支局総務県民室において供覧する。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中村時広

1 保護管理事業計画の基本方針

チョウジガマズミの生育状況をモニタリングにより把握し、その生育環境の維持及び改善を図るとともに、違法採取等の防止対策の強化を図ることにより、チョウジガマズミが野生下で安定的に生育することができる環境を保全することを基本方針とする。

2 保護管理事業の目標

チョウジガマズミの自生地及び生育環境の確保

3 保護管理事業の区域

愛媛県内のチョウジガマズミが自生する区域

4 保護管理事業の推進内容

(1) モニタリング調査の実施

チョウジガマズミの自生地において、生育状況や生育環境等について定期的にモニタリング調査を実施し、情報の収集及び解析を行う。生育状況または生育環境に著しい変化が認められる場合は、その原因を明らかにした上で対策を講じる。

(2) 生育環境の維持

チョウジガマズミが自生している海岸の岩場は、津波、台風などによる生育地の崩壊、遷移の進行といった生育地の環境悪化等により絶滅が懸念されている。チョウジガマズミの安定的かつ持続可能な世代交代のため、生育に適した環境を維持・改善する等、チョウジガマズミの生育環境を良好な状態に保つ。

(3) 生息域外保全の取組

チョウジガマズミの自生地は3ヶ所のみで個体数も大幅に減少していることと津波による自生地の消失を回避するために、生息域外保全を早急に検討する。

(4) 関係機関等と事業者等との情報共有

自生地の地権者や地方公共団体、学校関係者、企業、専門家等との情報共有を図り、各主体が協働して保全に取り組む体制の構築に努める。

(5) 県民等に対する啓発活動

特定希少野生動植物の違法採取等の禁止、チョウジガマズミの重要性について県民に正しい情報を周知するためパンフレット等の配布や観察会等によって広く県民へ啓発活動を行う。

また、地元住民へのチョウジガマズミ保全の意識啓発を行うとともに、市民参加型の保全活動を実施する。

5 保護管理事業の推進体制

関係者及び関係機関との連携協力体制を整備し、継続して調査や保護活動を実施し、併せて保護管理団体の育成及び支援を行いながら、チョウジガマズミの保護管理活動を推進する。

○愛媛県告示第740号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号）第26条第1項の規定に基づき、愛媛県特定希少野生動植物サギソウ保護管理事業計画を定めたので、その概要を次のとおり告示する。

愛媛県特定希少野生動植物サギソウ保護管理事業計画の写しは、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局地域産業振興部総務県民課及び支局総務県民室において供覧する。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中村時広

1 保護管理事業計画の基本方針

サギソウの生育状況をモニタリングにより把握し、その生育環境の維持及び改善を図るとともに、違法採取等の防止対策の強化

を図ることにより、サギソウが野生下で安定的に生育することができる環境を保全することを基本方針とする。

2 保護管理事業の目標

サギソウの自生地及び生育環境の確保

3 保護管理事業の区域

愛媛県内のサギソウが自生する区域

4 保護管理事業の推進内容

(1) モニタリング調査の実施と新たな自生地の発見

今治市と宇和島市の自生地において、生育状況、生育環境等について定期的にモニタリング調査を実施し、情報の収集及び解析を行う。生育状況または生育環境に著しい変化が認められる場合は、その原因を明らかにした上で対策を講じる。

また過去の自生地情報などをもとに専門家の協力を得て新たな自生地の発見に努めるとともに必要に応じて新たな自生地をモニタリング調査の対象に追加する。

(2) 生育環境の維持

サギソウの安定的かつ持続可能な世代交代のため、自生地の乾燥化や遷移の進行を未然に防ぎ、生育に適した環境を維持・改善する等、サギソウの生育環境を良好な状態に保つ。

(3) 増殖・移植技術の確立

今治市と宇和島市の自生地では、サギソウ苗の移植（補植）による個体数の維持が実施されているが、地域系統種の保存のために、増殖や移植に対して技術の確立や技術指導を行う必要がある。

(4) 関係機関等と事業者等との情報共有

自生地の地権者や地方公共団体、学校関係者、企業、専門家等との情報共有を図り、各主体が協働して保全に取り組む体制の構築に努める。

(5) 県民等に対する啓発活動

特定希少野生動植物の違法採取等の禁止、サギソウの重要性、地域系統の遺伝子汚染について、県民に正しい情報を周知するため、パンフレット等の配布や観察会等によって広く県民へ啓発活動を行う。

また、地元住民へのサギソウ保全の意識啓発を行うとともに、市民参加型の保全活動を実施する。

5 保護管理事業の推進体制

関係者及び関係機関との連携協力体制を整備し、継続して調査や保護活動を実施し、併せて保護管理団体の育成及び支援を行いながら、サギソウの保護管理活動を推進する。

○愛媛県告示第741号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号）第26条第1項の規定に基づき、愛媛県特定希少野生動植物デンジソウ保護管理事業計画を定めたので、その概要を次のとおり告示する。

愛媛県特定希少野生動植物デンジソウ保護管理事業計画の写しは、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局地域産業振興部総務県民課及び支局総務県民室において供覧する。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中村時広

1 保護管理事業計画の基本方針

デンジソウの生育状況をモニタリングにより把握し、その生育環境の維持及び改善を図るとともに、違法採取等の防止対策の強

化を図ることにより、デンジソウが野生下で安定的に生育することができる環境を保全することを基本方針とする。

2 保護管理事業の目標

デンジソウの自生地及び生育環境の確保

3 保護管理事業の区域

愛媛県内のデンジソウが自生する区域

4 保護管理事業の推進内容

(1) モニタリング調査の実施

現存の自生地2地域でのデンジソウの生育状況と環境変化等について、定期的にモニタリング調査を実施し、情報収集及び解析を行う。また、過去の確認記録などや専門家からの情報を参考にして、新たな自生地の発見に努める。

さらにナンゴクデンジソウ等の拡大状況についても情報収集に努めるとともに逸出場所の地権者の同意を得て逸出集団の駆除を行う。

(2) 生育環境の維持

現存の自生地2地域において、遷移進行による高茎草本の被圧(生育阻害)が認められる場合は地権者の同意を得て、除草や耕起など生育環境の改善を行う。

(3) 生息域外保全の取組

現存の自生地2地域において、個体数の大幅な減少が生じた場合や自生状態の維持が困難となった場合を想定して、管理下での系統保存(生息域外保全)に取り組む。

(4) 関係機関等と事業者等との情報共有

自生地の地権者や地方公共団体、学校関係者、企業、専門家等との情報共有を図り、各主体が協働して保全に取り組む体制の構築に努める。

(5) 県民等に対する啓発活動

特定希少野生動植物の違法採取等の禁止、デンジソウの重要性、地域系統の遺伝子汚染について県民に正しい情報を周知するため、パンフレット等の配布や観察会等によって広く県民へ啓発活動を行う。

また、地元住民へのデンジソウ保全の意識啓発を行うとともに、市民参加型の保全活動を実施する。

5 保護管理事業の推進体制

関係者及び関係機関との連携協力体制を整備し、継続して調査や保護活動を実施し、併せて保護管理団体の育成及び支援を行いながら、デンジソウの保護管理活動を推進する。

○愛媛県告示第742号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成20年愛媛県条例第15号)第26条第1項の規定に基づき、愛媛県特定希少野生動植物ミズキンバイ保護管理事業計画を定めたので、その概要を次のとおり告示する。

愛媛県特定希少野生動植物ミズキンバイ保護管理事業計画の写しは、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局地域産業振興部総務県民課及び支局総務県民室において供覧する。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中村時広

1 保護管理事業計画の基本方針

ミズキンバイの生育状況をモニタリングにより把握し、その生育環境の維持及び改善を図るとともに、違法採取等の防止対策の強化を図ることにより、ミズキンバイが野生下で安定的に生育す

ることができる環境を保全することを基本方針とする。

2 保護管理事業の目標

ミズキンバイの自生地及び生育環境の確保

3 保護管理事業の区域

愛媛県内のミズキンバイが自生する区域

4 保護管理事業の推進内容

(1) モニタリング調査の実施

ミズキンバイの自生地において、生育状況や生育環境等について定期的にモニタリング調査を実施し、情報の収集及び解析を行う。生育状況または生育環境に著しい変化が認められる場合は、その原因を明らかにした上で対策を講じる。

(2) 生育環境の維持

ミズキンバイの安定的かつ持続可能な世代交代のため、生育を阻害している部分について高茎草本の除去をするなどの生育環境の改善をする必要がある。また水質の悪化(富栄養化)を防ぐために生活排水の流入があればその改善を検討する。

(3) 生息域外保全の取組

ミズキンバイの自生地は1ヶ所のみで個体数も大幅に減少していることと、津波による自生地の消失を回避するために、生息域外保全を早急に検討する。また生息域外保全の実施に際しては逸出が生じないように配慮する。

(4) 関係機関等と事業者等との情報共有

自生地の地権者や地方公共団体、学校関係者、企業、専門家等との情報共有を図り、各主体が協働して保全に取り組む体制の構築に努める。

(5) 県民等に対する啓発活動

特定希少野生動植物の違法採取等の禁止、ミズキンバイの重要性、地域系統の遺伝子汚染について県民に正しい情報を周知するためパンフレット等の配布や観察会等によって広く県民へ啓発活動を行う。

また、地元住民へのミズキンバイ保全の意識啓発を行うとともに、市民参加型の保全活動を実施する。

5 保護管理事業の推進体制

関係者及び関係機関との連携協力体制を整備し、継続して調査や保護活動を実施し、併せて保護管理団体の育成及び支援を行いながら、ミズキンバイの保護管理活動を推進する。

○愛媛県告示第743号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成20年愛媛県条例第15号)第26条第1項の規定に基づき、愛媛県特定希少野生動植物ナミキソウ保護管理事業計画を定めたので、その概要を次のとおり告示する。

愛媛県特定希少野生動植物ナミキソウ保護管理事業計画の写しは、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局地域産業振興部総務県民課及び支局総務県民室において供覧する。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中村時広

1 保護管理事業計画の基本方針

ナミキソウの生育状況をモニタリングにより把握し、その生育環境の維持及び改善を図るとともに、違法採取等の防止対策の強化を図ることにより、ナミキソウが野生下で安定的に生育することができる環境を保全することを基本方針とする。

2 保護管理事業の目標

ナミキソウの自生地及び生育環境の確保

3 保護管理事業の区域  
愛媛県内のナミキソウが自生する区域

4 保護管理事業の推進内容

(1) モニタリング調査の実施  
今治市内の自生地において、ナミキソウの生育状況、生育環境等について定期的にモニタリング調査を実施し、情報の収集及び解析を行う。生育状況や生育環境に著しい変化が認められる場合は、その原因を明らかにした上で対策を講じる。  
また平成18年に自生を確認できた宇和島市日振島で現存確認調査をするなど新たな自生地の発見に努める。

(2) 生育環境の維持  
自生地において、ナミキソウの生育に阻害を及ぼす恐れのある他の植物を除去し、ナミキソウの生育環境を良好な状態に保つ。人の立ち入りを防ぐための対策を講じる。

(3) 生息域外保全の取組  
ナミキソウの自生地は1ヶ所のみで、個体数も大幅に減少し

ていることと、高潮による自生地の消失を回避するために、生息域外保全を早急に検討する。

(4) 関係機関等と事業者等との情報共有  
自生地の地権者や地方公共団体、学校関係者、企業、専門家等との情報共有を図り、各主体が協働して保全に取り組む体制の構築に努める。

(5) 県民等に対する啓発活動  
特定希少野生動植物の違法採取等の禁止やナミキソウの重要性を周知するため、パンフレット等の配布や観察会等によって広く県民へ啓発活動を行う。  
また、地元住民へのナミキソウ保全の意識啓発を行うとともに、市民参加型の保全活動を実施する。

5 保護管理事業の推進体制  
関係者及び関係機関との連携協力体制を整備し、継続して調査や保護活動を実施し、併せて保護管理団体の育成及び支援を行いながら、ナミキソウの保護管理活動を推進する。

○愛媛県告示第744号

愛媛県造林事業補助金交付規程（昭和62年11月愛媛県告示第1383号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>様式第1号</b>（第6条、様式第3号関係）</p> <p>省略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">           省略  省略         </div> <p>注 省略 別紙 省略</p> <p><b>様式第2号</b>（第8条関係） 造林事業補助金請求書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">           省略  省略         </div> <p>注 省略</p> <p><b>様式第3号</b>（第9条関係） 造林補助事業施行地の転用等届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">           省略 氏名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名） 省略         </div> <p>注 省略</p>	<p><b>様式第1号</b>（第6条、様式第3号関係）</p> <p>省略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">           省略  省略         </div> <p>注 省略 別紙 省略</p> <p><b>様式第2号</b>（第8条関係） 造林事業補助金請求書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">           省略  省略         </div> <p>注 省略</p> <p><b>様式第3号</b>（第9条関係） 造林補助事業施行地の転用等届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">           省略 氏名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名） 省略         </div> <p>注 省略</p>

○愛媛県告示第745号

海岸法（昭和31年法律第101号）第23条の3第1項の規定により、次のとおり海岸協力団体を指定した。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中村時広

名称	住所	事務所の所在地	指定年月日
株式会社真鍋組	今治市波方町波方甲1614番地4	今治市波方町波方甲1614番地4	令和3年5月21日

○愛媛県告示第746号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量（航空重力測量）
- 2 作業期間 令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで
- 3 作業地域 県内全域

○愛媛県告示第747号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 作業期間 令和3年5月24日から  
令和4年3月31日まで
- 3 作業地域 松山市、伊予市、久万高原町、砥部町、内子町

○愛媛県告示第748号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量（オルソ作成）
- 2 作業期間 令和3年5月24日から  
令和4年3月31日まで
- 3 作業地域 四国中央市

○愛媛県告示第749号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量（航空重力測量）
- 2 作業期間 令和2年4月1日から  
令和3年3月24日まで
- 3 作業地域 県内全域

○愛媛県告示第750号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量（地殻変動補正パラメータ測量）

- 2 作業期間 令和3年3月1日から  
3月31日まで
- 3 作業地域 愛媛県全域

○愛媛県告示第751号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量（国土広域情報修正）
- 2 作業期間 令和2年4月1日から  
令和3年3月31日まで
- 3 作業地域 愛媛県全域

○愛媛県告示第752号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 作業期間 令和2年4月1日から  
令和3年3月31日まで
- 3 作業地域 愛媛県全域

○愛媛県告示第753号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測深（陸部及び水部の地形測量））
- 2 作業期間 令和2年8月3日から  
令和3年3月31日まで
- 3 作業地域 重信川流域

○愛媛県告示第754号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量（グラウンド・グリッドデータ作成））
- 2 作業期間 令和2年8月3日から  
令和3年3月31日まで

3 作業地域 西条市、東温市、砥部町、久万高原町、八幡浜市、伊方町

○愛媛県告示第755号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（数値地形図修正135.8km<sup>2</sup> 新規図化0.6km<sup>2</sup> 地図情報レベル5000）
2 作業期間 令和2年12月25日から 令和3年3月31日まで
3 作業地域 東温市

○愛媛県告示第756号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり公共測量

が終了した旨の通知があった。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
2 作業期間 令和2年6月1日から 令和3年3月31日まで
3 作業地域 愛媛県全域

○愛媛県告示第757号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
2 作業期間 令和2年10月1日から 令和3年3月31日まで
3 作業地域 重信川流域

○愛媛県告示第758号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中村時広

Table with 8 columns: 許可番号, 許可年月日, 商号又は名称, 代表者氏名, 主たる営業所の所在地, 取消年月日, 取り消した建設業の種類, 取消の原因となった事実. Contains 4 rows of permit cancellation data.

○愛媛県告示第759号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和3年5月28日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

Table with 6 columns: 事業者番号, 氏名又は名称, 主たる事務所の所在地, 代表者の氏名, 指定障害福祉サービスの種類, 指定障害福祉サービス事業所名称, 所在地, 指年月日. Contains 1 row of service provider data.

○愛媛県告示第760号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和3年5月28日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3851500151	一般社団法人優	愛媛県伊予郡砥部町原町603番地	大久保 悟	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスふぁむ	愛媛県東温市北方甲84番地2	令和3年4月16日

○愛媛県告示第761号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和3年5月28日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
3中局建（開）第10号 令和3年5月20日	東温市田窪字大坪1117番1	松山市森松町453番地1 リヴァーパークA201号 東 慶太郎

○愛媛県告示第762号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和3年5月28日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
3中局建（開）第11号 令和3年5月20日	東温市横河原字夏梅387番35、387番61、387番62	松山市東長戸2丁目4番20号 西 濱政博

○愛媛県告示第763号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和3年5月28日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
3中局建（開）第12号 令和3年5月20日	東温市南方字東森1722番5	東温市北方3213番地1 茶堂団地9号 高須賀 大起

○愛媛県告示第764号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田柳谷線	喜多郡内子町本川3738番1地先から 同町本川3737番8地先まで	令和3年5月28日



訓 令

○愛媛県訓令第13号

庁中一般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前								
別表第8（第4条関係） 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項					別表第8（第4条関係） 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項								
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分				
			知 事	専決者					知 事	専決者			
				部 長	局 長	課 長					部 長	局 長	課 長
森 林 整 備 課	1～17 省略					森 林 整 備 課	1～17 省略						
	18 森林 の間伐 等の実 施の促 進に関 する特 別措置 法の施 行に関 する事 務	1 基本方針の策定及び変更 (第4条第1項、 <u>第5項から 第7項まで</u> )					18 森林 の間伐 等の実 施の促 進に関 する特 別措置 法の施 行に関 する事 務	1 基本方針の策定及び変更 (第4条第1項、 <u>第4項から 第6項まで</u> )					
		2 市町の特定間伐等促進計画 の策定及び変更の協議に対す る同意(第5条第7項、第9 項)						2 市町の特定間伐等促進計画 の策定及び変更の協議に対す る同意(第5条第6項、第8 項)					
		3 特定増殖事業計画及び特定 植栽事業計画の認定に係る市 町長の意見の聴取(第9条第 4項、第10条第4項、第14条 第4項、第15条第4項)						3 特定増殖事業計画に関する <u>こと。</u>					
							(1) 認定及び変更の認定(第 9条第1項、第5項、第10 条第1項、第4項)						
							(2) 市町長の意見の聴取(第 9条第4項、第10条第4 項)						
							(3) 認定の取消し等(第10条 第2項、第3項)						
							(4) 報告の徴収(第15条)						

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

狩猟免許試験の施行

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり施行する。

令和3年5月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の種類

- (1) 網猟免許試験
- (2) わな猟免許試験
- (3) 第一種銃猟免許試験
- (4) 第二種銃猟免許試験

2 試験の日時、場所及び実施する試験の種類

- (1) 令和3年8月3日（火）午前9時

試験場の名称	試験の場所		実施する試験の種類
	会場	所在地	
東予第1会場	東予地方局西条第二庁舎4階大会議室	西条市丹原町池田1611番地	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
東予第2会場	東予地方局今治庁舎4階大会議室	今治市旭町一丁目4番地9	同上
中予第1会場	中予地方局7階大会議室ほか	松山市北持田町132番地	同上
南予第1会場	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7番1号	同上
南予第2会場	西予市中央公民館4階大ホール	西予市宇和町卯之町三丁目439番地1	同上

- (2) 令和3年9月5日（日）午前9時

試験場の名称	試験の場所		実施する試験の種類
	会場	所在地	
東予第3会場	東予地方局西条第二庁舎4階大会議室	西条市丹原町池田1611番地	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
東予第4会場	東予地方局今治庁舎4階大会議室	今治市旭町一丁目4番地9	同上
中予第2会場	中予地方局7階大会議室ほか	松山市北持田町132番地	同上
南予第3会場	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7番1号	同上
南予第4会場	南予地方局八幡浜庁舎7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目3番37号	同上

- (3) 令和3年12月5日（日）午前9時

試験場の名称	試験の場所		実施する試験の種類
	会場	所在地	
東予第5会場	東予地方局西条第二庁舎4階大会議室	西条市丹原町池田1611番地	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
中予第3会場	中予地方局7階大会議室ほか	松山市北持田町132番地	同上
南予第5会場	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7番1号	同上

3 免許申請書の提出期間

- (1) 令和3年8月3日の試験に係るものについては、7月6日（火）から7月20日（火）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの

消印のあるものは、受け付ける。

(2) 令和3年9月5日の試験に係るものについては7月6日(火)から8月23日(月)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

(3) 令和3年12月5日の試験に係るものについては、11月5日(金)から11月22日(月)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

#### 4 免許申請書の請求先及び提出先

受験申込者の住所地を管轄する地方局農林水産振興部森林林業課、東予地方局農林水産振興部森林林業課四国中央森林林業振興班、東予地方局農林水産振興部今治支局森林林業課、中予地方局農林水産振興部久万高原森林林業課、南予地方局農林水産振興部森林林業課愛南森林林業振興班、南予地方局農林水産振興部八幡浜支局森林林業課又は南予地方局農林水産振興部八幡浜支局肱川流域林業振興課とする。

#### 5 その他

##### (1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 狩猟免許申請手数料(愛媛県収入証紙によること。)受けようとする免許の種類ごとに法第49条各号に掲げる者にあっては各3,900円、その他の者にあっては各5,200円

カ 受験票の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒

##### (2) 試験場等についての注意事項

ア 受験申請者の試験場は、所管地方局長が指定し、通知する。

なお、試験場は、原則として、受験申込者の希望する試験場を指定するが、会場の都合により希望する試験場を指定できない場合がある。

イ 台風等の自然災害等により、やむを得ず試験の実施日時及び試験場を変更する場合がある。

##### (3) 書類の提出は、持参又は郵送によること。

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年5月28日

愛媛県立上浮穴高等学校長 中 島 康 史

### 1 入札に付する事項

#### (1) 件名

愛媛県立上浮穴高等学校NCルータマシン設備の製造

#### (2) 製造物品名及び数量

NCルータマシン設備の製造 一式

#### (3) 製造物品の内容等

入札説明書等による。

#### (4) 納入期限

令和4年2月28日(月)

#### (5) 納入場所

愛媛県立上浮穴高等学校林業実習棟1階木材加工室

#### (6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

(3) 納入期限までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県立上浮穴高等学校事務室

〒791 1206

愛媛県上浮穴郡久万高原町上野尻甲486番地

電話番号 0892 21 1205

#### (2) 入札書の受領期限

令和3年7月8日(木)午前9時から7月12日(月)午後4時30分まで

#### (3) 入札説明書の交付方法

令和3年5月28日(金)から7月7日(水)までの日(土、日曜を除く。)の午前9時から午後4時30分までに(1)に掲げる場所で交付するほか、愛媛県立上浮穴高等学校ホームページに

において公表する。

- (4) 開札の日時及び場所  
令和3年7月13日(火)午前10時30分  
愛媛県立上浮穴高等学校会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す業務を提供できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。  
なお、発注者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。  
ア 提出期限: 令和3年7月2日(金)午後4時30分  
イ 提出場所: 3の(1)に掲げる場所
- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効

とする。

- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 落札者の決定方法  
この公告に示した業務を履行できると学校長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他  
ア 契約保証金  
愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。  
イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be manufactured:  
Numerical control router machine , 1
- (2) Time limit of tender: 4:30 p.m. , 12 July 2021
- (3) For further information, please contact: Kamiukena high school , 486 , Kaminojirikou , Kumakougencho , Kamiukenagun , Ehime 791 1206 Japan  
Tel 0892 21 1205

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第44号

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設(平成22年1月愛媛県選挙管理委員会告示第7号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和3年5月28日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
施設の名称	施設の所在地	定員(人)	施設の名称	施設の所在地	定員(人)
松山市粟井農村環境改善センター	省略		松山市河野粟井農村環境改善センター	省略	
松山市難波地域活性化センター	省略		松山市難波活性化センター	省略	
松山市長師農村開発研修集会センター	省略		松山市中島諸島開発総合センター	松山市小浜甲558番地	100
省略			長師研修センター	省略	
松山市津和地多目的集会施設	省略		省略		
松山市畑里高齢者健康増進実習館	省略		津和地多目的集会施設	省略	
省略			畑里高齢者健康増進実習館	省略	
松山市宇和間農林漁業体験実習館	省略		省略		
省略			宇和間農林漁業体験実習館	省略	
			省略		